令和７年度

朝日町水道水質検査計画

(上水道)

水道検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質計画とは、水質検査の適正化を確保するために、水質検査項目等を定めたものです。

水質検査計画の内容

1　基本方針
2　水道事業の概要
3　水道の原水及び水道水の状況
4　水質検査地点
5　水質検査項目及び検査頻度
6　水質検査の方法と委託する内容
7　臨時の水質検査
8　水質検査結果の公表とお客様の声
9　水質検査の精度と信頼性保障
10　関係者との連携

朝 日 町 水 道 事 業

1　基本方針

朝日町上水道は一ツ沢水源、雪谷水源、村山広域水道水源（受水）の３水源、旧簡易水道分、杉山地区、白倉地区、大沼地区、大暮山地区の４水源、計７水源よりそれぞれ給水していることを踏まえ、水質検査基本計画を策定する。

① 検査地点は、浄水は水質基準が適用される蛇口、原水は浄水施設の入口とする。

② 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質検査基準（５１項目）は、７月に行う。省略不可検査（２６項目及び２７項目）は年３回行い、その他年８回は省略検査（９項目）を行う。

※省略不可検査２６項目とは、過去の検査結果により、省略試験９項目＋消毒副生物１１項目＋鉛及びその化合物＋シアン化物イオン及び塩化シアン＋硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素＋フッ素及びその化合物＋アルミニウム及びその化合物＋蒸発残留物とする。

大暮山地区においては、過去の検査結果により、上記省略不可検査２６項目に鉄及びその化合物を追加し、省略不可検査を２７項目とする。

また、必要なときは臨時の水質検査を行い、水道水の安全性を保証する。

③ 原水の検査は、年１回消毒副成物を除いた３９項目の検査を行う。また原虫の指標となる大腸菌・嫌気性芽胞菌及びクリプトスポリジウムの検査についても、各水源のレベルに合わせた検査を実施する。

※ただし、一ツ沢水源及び白倉水源については、大腸菌・嫌気性芽胞菌検査を、冬期間を除き毎月実施する。また、クリプトスポリジウムの検査は年３回実施する。

法令で定める水質検査

○　定期の水質検査
①１日１回の検査（３項目）
②１ヶ月１回の検査（９項目）
③３ヶ月１回の検査（２６、２７項目）
④年１回の検査（５１項目）

○　臨時の水質検査
・水源、浄水過程で異常があり、水質基準に適合しない恐れのある場合

独自に行う水質検査

・原虫の指標となる大腸菌、嫌気性芽胞菌及びクリプトスポリジウムの検査

・原水の水質検査
年１回の検査（３９項目）
・農薬の検査（必要に応じて）
上流で使用されている農薬

２　水道事業の概要

（１）一ツ沢水源系統

朝日町立木（一ツ沢）地内の国有林から湧水を１日最大１，５５３㎥取水し、立木地内で塩素滅菌後自然流下にて曲渕配水池を経由し、西部配水池、八ツ沼配水池、豊龍配水池にそれぞれ送水（一部ポンプ圧送）し、家庭に給水する。

（２）雪谷水源系統

朝日町雪谷地内の伏流水を１日最大１，２９６㎥取水、豊龍配水池に送水し、塩素滅菌後自然流下（一部ポンプ圧送）で家庭に給水する。

（３）村山広域水道水源系統

朝日町大谷及び宮宿地内の配水池に１日最大７８１㎥受水し、自然流下で家庭に給水する。

（４）杉山旧簡易水道

朝日町杉山地内の山林から湧水を１日最大３０㎥取水し、杉山配水池において塩素滅菌を行い自然流下で、家庭に給水する。

（５）白倉旧簡易水道

朝日町白倉地内の山林からの湧水から１日最大６５㎥取水し、白倉配水池において塩素滅菌を行い自然流下で自然観ホテルや家庭に給水する。

（６）大沼旧簡易水道

朝日町大沼地内の山林から湧水を１日最大３０㎥取水し、大沼配水池において急速ろ過をし、塩素滅菌を行い自然流下で家庭に給水する。

（７）大暮山旧簡易水道

朝日町大暮山地内の山林から湧水を１日最大２５㎥取水し、大暮山配水池において急速ろ過をし、塩素滅菌を行い自然流下で家庭に給水する。

３　水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、一ツ沢水源は水質結果から問題もなく年間をとおして安定している水源である。雪谷水源は、伏流水のため濁度計を設置し管理しており、水質結果から問題ない水源である。旧簡易水道水源（４水源）は、水質結果から問題もなく年間をとおして安定しているが、大沼旧簡易水道及び大暮山旧簡易水道の水源は水質の変化が進み、ろ過機を設置し浄水方法の変更により供給している。このことから全施設の水道水は、過去の水質検査結果から水質基準を十分満足している安全な水である。

４　水質検査地点

1. 給水栓

各配水池の水系別に水質基準項目の検査（採水）を実施する末端の給水栓

① 上郷地区は一ツ沢水源の西部配水池を経由し、大滝配水池からの給水栓

②長沼地区は一ツ沢水源の八ツ沼配水池を経由し、高田・長沼配水池からの給水栓
③四ノ沢地区は一ツ沢水源の豊龍ＲＣ配水池からの給水栓
④中沢地区は雪谷水源の豊龍ＰＣ配水池からの給水栓
⑤和合平地区は雪谷水源の沢内配水池を経由し、和合平配水池からの給水栓
⑥大谷地区は村山広域水道水源の大谷配水池からの給水栓
⑦大暮山地区は大暮山配水池からの給水栓
⑧大沼地区は大沼配水池からの給水栓
⑨、⑩白倉地区は白倉高区配水池及び白倉低区配水池からの２箇所の給水栓
⑪杉山地区は杉山配水池からの給水栓
さらに、水道法に基づく１日１回の検査を行う。

2. 原水
水源水質を確認するため、浄水施設入口で検査を行う。（７月実施）

５　水質検査項目及び検査頻度

毎日検査

１日１回、町内の 11 ヶ所の給水栓において、色・濁り・残留塩素の検査を行う。

毎月検査

１ヶ月に１回、町内の 11 ヶ所の給水栓において、水質変化の指標となる９項目について検査を行う。

水質基準項目

３ヶ月に１回、町内の 10 ヶ所の給水栓において水質基準項目（省略不可項目２６項目）、町内１ヶ所の給水栓において水質基準項目（省略不可項目２７項目）について検査を行う。

原水の検査

最も水質が悪化する時期を考慮し、７月中旬に消毒副生物を除いた３９項目の検査を行う。

指標菌検査

クリプトスポリジウム（病原微生物）の指標である指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）の検査は、一ツ沢水源及び白倉旧簡易水道は年８回（４月～１１月）、その他の水源については年３回行う。
※ただし、一ツ沢水源及び白倉旧簡易水道については、冬期間（１２月～３月）においても、積雪の状況を見て、採水できる場合は採水し、検査を行う。
また、必要に応じて随時検査を行う。

クリプトスポリジウム検査

指標菌（大腸菌・嫌気性芽胞菌）が検出された場合は、早急に検査を行う。一ツ沢水源及び白倉水源については、年３回検査を行う。

※各水系の検査頻度詳細については、別紙１のとおり

有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）検査

近年、水道水に有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）が含まれる事案が発生しており、利用者の関心も高くなっていることから、PFOS 及び PFOA の検査を行い、安全性を確認する。採水場所及び採水時期については、一ツ沢水系、雪谷水系を７月頃に検査予定。

検　査　項　目	検査頻度	採　水　場　所
色・濁り・残留塩素	毎　日	町内 11 ヶ所の給水栓
水質基準項目９項目	年８回	町内 11 ヶ所の給水栓
水質基準項目２６項目 水質検査項目２７項目	年３回 年３回	町内 10 ヶ所の給水栓 町内１ヶ所の給水栓
水質基準項目５１項目	年１回	町内 11 ヶ所の給水栓
水質基準項目３９項目（原水）	年１回	浄水施設入口（原水）
指標菌検査	各水系による	浄水施設入口（原水）
クリプトスポリジウム ジアルジア	年３回	浄水施設入口（原水） 一ツ沢水系、ワサビ沢水系
有機フッ素化合物 （PFOS 及び PFOA）	年１回	町内２ヶ所の給水栓 一ツ沢水系、雪谷水系

6　水質検査の方法と委託する内容

採水・水質検査・成績書の発行までの業務を、水道法第２０条第３項による厚生労働大臣登録機関に委託して行う。

委託先の選定については、検査精度と信頼性及び臨時水質検査時の早急な対応が出来る業者を重視する。

①水道水質検査においては、その精度と信頼性の保障は極めて重要である。このため当町が加入している（社）日本水道協会は水道版ＧＬＰ（優良試験所基準）を定めており、その考え方を取り入れた体制を導入している。信頼性保障システムは、ＩＳＯ１７０２５やＩＳＯ９０００シリーズが定められているので、飲料水検査結果を客観的に保障するＩＳＯ９００１認証取得検査機関とする。また、検査精度を図るうえで、厚生労働省で行っている水道水質検査精度管理のための統一試料調査結果を取り入れる。

②水質基準項目においては、すべての項目が自社分析できる検査機関とする。

③臨時の水質検査においては、３日間以内で検査結果の出せる検査体制が整備されている検査

機関とする。

7　臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水で水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止して必要に応じて水源、浄水施設、給水栓等から取水し、臨時の検査を行う。

①原因不明の色及び濁りに変化が生じるなどの異常があったとき。

②魚が死んで多数の浮上があるとき。

③臭気等に著しい変化が生じるなどの異常があったとき。

④その他必要があると認められる場合。

臨時の水質検査は水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し給水栓の水の安全性が確認されるまで行う。

8　水質検査結果の公表とお客様の声

安全でおいしい水を提供するために、水質検査計画等をホームページに掲載し公表する。また、ホームページを見られない方のため建設水道課内でも閲覧できるようにする。

公表により町民の皆様からご意見をいただき、より安全で安心できる水道を目指す。また、お客様の声や、水質検査結果等を次年度に反映させるため、次の図のような流れで見直しを行う。

1－1　水質検査計画策定の概念図

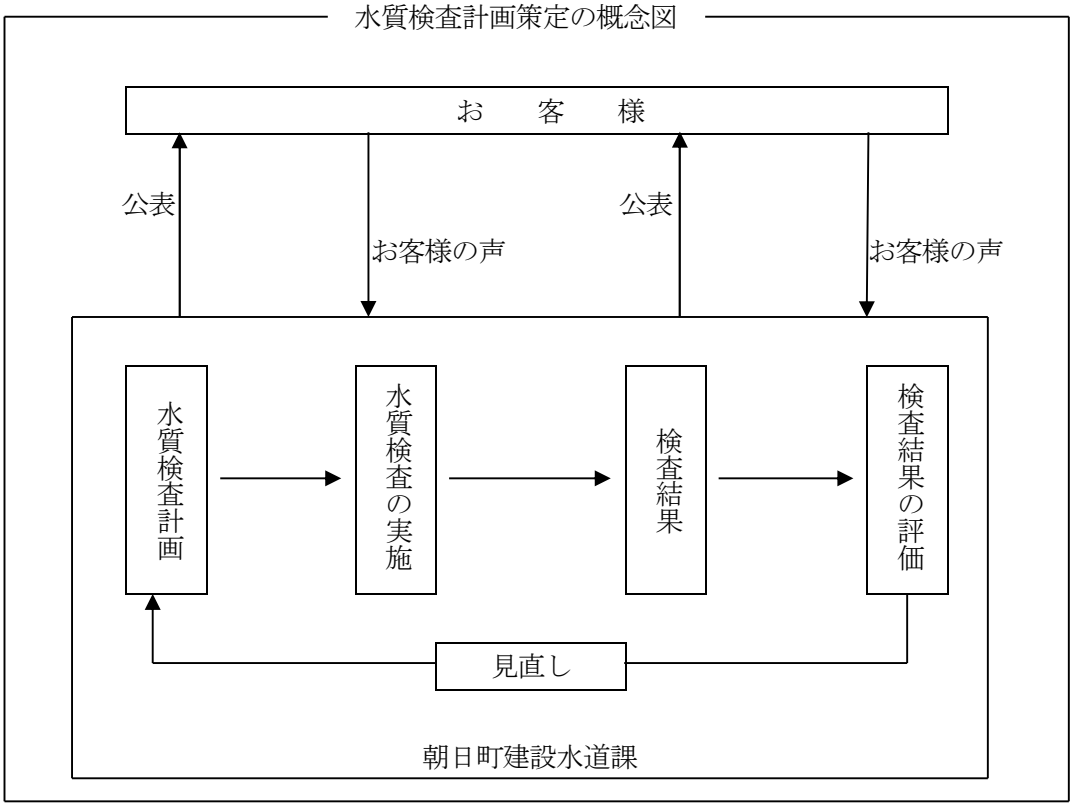

９　水質検査の精度と信頼性保障

①浄水の水質検査結果を基に水質の安全性を判定し評価を行う。また原水に関しても同様の評価を行い浄水管理の指標とする。

②水質検査計画は、過去の検査結果等を考慮し毎年見直しを行う。

③検査計画外の項目に関しては、必要があれば臨時の水質検査として取り入れる。

１０　関係者との連携

常に水道水質の管理を万全なものにするために、国・県や近隣市町の連携が大切であり、朝日町建設水道課は以下の取り組みに務める。

①　ご利用者（お客様）との関係

ご利用者から寄せられる水質に関する苦情や要望には的確に対応し、またより知っていただくための情報提供に努める。

②　県及び近隣市町との連携

水質汚染事故が発生した場合は、山形県（防災くらし安心部食品安全衛生課・村山保健所・村山電気水道事務所）や近隣市町（日本水道協会山形県支部を含む）との連絡体制を活用し、速やかに関係機関に通報すると共に必要な助言を受け、安全なおいしい水の提供に努める。

③　水質検査委託機関との連携

水質汚染事故には素早く的確に対応できるよう水質検査委託機関との連帯に務める。

令和7年度　水質検査計画　（原水）（採水場所）朝日町立木、宮宿、杉山、大沼、白倉、大暮山地内

番号	定　期　検　査　項　目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間回数
1	一般細菌				○									1
2	大腸菌				○									1
3	カドミウム及びその化合物				○									1
4	水銀及びその化合物				○									1
5	セレン及びその化合物				○									1
6	鉛及びその化合物				○									1
7	ヒ素及びその化合物				○									1
8	六価クロム化合物				○									1
9	亜硝酸態窒素				○									1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン				○									1
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素				○									1
12	フッ素及びその化合物				○									1
13	ホウ素及びその化合物				○									1
14	四塩化炭素				○									1
15	1・4－ジオキサン				○									1
16	シス－1・2－ジクロロエチレン				○									1
17	ジクロロメタン				○									1
18	テトラクロロエチレン				○									1
19	トリクロロエチレン				○									1
20	ベンゼン				○									1
21	塩素酸													
22	クロロ酢酸													
23	クロロホルム													
24	ジクロロ酢酸													
25	ジブロモクロロメタン													
26	臭素酸													
27	総トリハロメタン													
28	トリクロロ酢酸													
29	ブロモジクロロメタン													
30	ブロモホルム													
31	ホルムアルデヒド													
32	亜鉛及びその化合物				○									1
33	アルミニウム及びその化合物				○									1
34	鉄及びその化合物				○									1
35	銅及びその化合物				○									1
36	ナトリウム及びその化合物				○									1
37	マンガン及びその化合物				○									1
38	塩化物イオン				○									1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）				○									1
40	蒸発残留物				○									1
41	陰イオン界面活性剤				○									1
42	ジェオスミン				○									1
43	2－メチルイソボルネオール				○									1
44	非イオン界面活性剤				○									1
45	フェノール類				○									1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）				○									1
47	ph値				○									1
48	味													
49	臭気				○									1
50	色度				○									1
51	濁度				○									1
					39									

※指標菌検査については、一ツ沢と白倉が年8回（冬期間採水可能であれば増やす）、その他については年3回実施する

※クリプトスポリジウム及びジアルジアについては、一ツ沢と白倉で年3回実施する

令和7年度　水質検査計画　（給水栓）（採水場所）朝日町大谷、中沢、和合平、四ノ沢、上郷、長沼、杉山、大沼、白倉、自然観、大暮山地内

番号	定期検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間回数
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
3	カドミウム及びその化合物				○									1
4	水銀及びその化合物				○									1
5	セレン及びその化合物				○									1
6	鉛及びその化合物	○			○			○			○			4
7	ヒ素及びその化合物				○									1
8	六価クロム化合物				○									1
9	亜硝酸態窒素				○									1
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○			○			○			4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○			4
12	フッ素及びその化合物	○			○			○			○			4
13	ホウ素及びその化合物				○									1
14	四塩化炭素				○									1
15	1・4－ジオキサン				○									1
16	シス－1・2－ジクロロエチレン				○									1
17	ジクロロメタン				○									1
18	テトラクロロエチレン				○									1
19	トリクロロエチレン				○									1
20	ベンゼン				○									1
21	塩素酸	○			○			○			○			4
22	クロロ酢酸	○			○			○			○			4
23	クロロホルム	○			○			○			○			4
24	ジクロロ酢酸	○			○			○			○			4
25	ジブロモクロロメタン	○			○			○			○			4
26	臭素酸	○			○			○			○			4
27	総トリハロメタン	○			○			○			○			4
28	トリクロロ酢酸	○			○			○			○			4
29	ブロモジクロロメタン	○			○			○			○			4
30	ブロモホルム	○			○			○			○			4
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○			4
32	亜鉛及びその化合物				○									1
33	アルミニウム及びその化合物	○			○			○			○			4
34	鉄及びその化合物	○ 大暮山			○			○ 大暮山			○ 大暮山			1 (4)
35	銅及びその化合物				○									1
36	ナトリウム及びその化合物				○									1
37	マンガン及びその化合物				○									1
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）				○									1
40	蒸発残留物	○			○			○			○			4
41	陰イオン界面活性剤				○									1
42	ジェオスミン				○									1
43	2－メチルイソボルネオール				○									1
44	非イオン界面活性剤				○									1
45	フェノール類				○									1
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
47	ph値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12
		26 (27)	9	9	51	9	9	26 (27)	9	9	26 (27)	9	9	

令和7年度朝日町水道水質検査計画（一ツ沢水系・上郷地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.07				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.001				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.002				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.001				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.05	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.04	1/5以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	5.1	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	3.9				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	38	1/5以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	89	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.2未満				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.7～7.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、蒸発残留物は過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（一ツ沢水系・長沼地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.06				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.001				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.007				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.002				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.05	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	5.2	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	3.9				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	38	1/5以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	87	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.8～7.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、蒸発残留物は過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（一ツ沢水系・四ノ沢地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	1.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.06	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.11				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.010				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.018				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.007				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.005				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.04	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	10	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	14				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	36	1/5以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	89	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.6				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.7～7.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、アルミニウム及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（雪谷水系・和合平地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.002	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	2.8	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.06	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.21				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.018				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.005				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.004				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.028				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.010				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.008				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.01	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.04	1/5以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.04	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	12	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.002	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	14				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	20	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	90	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.7				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.5～7.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、鉛及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（雪谷水系・中沢地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	2.8	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.06	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.13				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.013				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.004				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.020				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.009				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.005				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.05	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	15	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	15				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	20	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	86	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.7				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.4～7.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	0.8				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、蒸発残留物は過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（県水系・大谷地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.2	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.06未満				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.035				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.017				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.002				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.039				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.023				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.006				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.05	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	8.3	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	20				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	19	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	64	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.7				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	7.0～7.4				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	0.5未満				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.1未満				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、蒸発残留物は過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（旧簡易水道・杉山地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.06				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003未満				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	5.0	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	4.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	19	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	80	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.2未満				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	7.1～7.5				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	0.5未満				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.1未満				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、蒸発残留物は、過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（旧簡易水道・白倉管末）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.002	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.48				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.008				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.007				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.002				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.014				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.004				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	5.3	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.002	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	4.4				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	17	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	81	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.9～7.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、鉛及びその化合物、蒸発残留物は、過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画(旧簡易水道・自然観管末)

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.48				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.008				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.007				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.002				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.014				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.004				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.02	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	5.3	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.002	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	4.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/3月	17	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	74	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	0.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.9～7.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、アルミニウム及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、蒸発残留物は過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画（旧簡易水道・大沼地区）

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.002	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.3	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.15	1/5以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.22				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.018				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.014				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.002				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.024				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.020				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.005				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.04	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.08	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.03未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.07	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	12	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	5.3				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/l以下	1回/3月	50	1/5以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	112	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等（TOC）	3mg/l以下	1回/月	0.7				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	5.8～7.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	1.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.2				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。また、鉛及びその化合物、フッ素及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/5以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。

令和7年度朝日町水道水質検査計画(旧簡易水道・大暮山地区)

No.	検査項目	基準値	原則回数	過去3年最大値	過去3年間の検査結果による回数削減可否		計画測定頻度の理由	計画回数	令和7年水質検査項目予定												
									4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基1	一般細菌	100以下/ml	1回/月	0				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基2	大腸菌	検出されないこと	1回/月	検出せず				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	1回/3月	0.0003未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	1回/3月	0.00005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	1回/3月	0.004未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1回/3月	0.4	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	1回/3月	0.05未満	1/10以下	可	安全確認の為、年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.1未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	1回/3月	0.0002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1回/3月	0.005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	1回/3月	0.31				1回/3月	○			○			○			○		
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満				1回/3月	○			○			○			○		
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	1回/3月	0.005				1回/3月	○			○			○			○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.004				1回/3月	○			○			○			○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.003				1回/3月	○			○			○			○		
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	1回/3月	0.013				1回/3月	○			○			○			○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	1回/3月	0.004				1回/3月	○			○			○			○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	1回/3月	0.005				1回/3月	○			○			○			○		
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	1回/3月	0.001未満				1回/3月	○			○			○			○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	1回/3月	0.008未満				1回/3月	○			○			○			○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	1回/3月	0.20	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	1回/3月	0.08	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	1回/3月	0.01未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	1回/3月	8.0	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	1回/3月	0.001未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	1回/月	9.5				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	1回/3月	27	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	1回/3月	102	×	不可	原則回数どおり年4回実施	1回/3月	○			○			○			○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1回/3月	0.02未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1回/月	0.000001未満	1/10以下	可	藻類発生期、年1回実施	1回/年				○								
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1回/3月	0.002未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	1回/3月	0.0005未満	1/10以下	可	安全確認の為、年1回実施	1回/年				○								
基46	有機物等(TOC)	3mg/l以下	1回/月	0.7				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基47	pH値	5.8～8.6	1回/月	6.4～7.1				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基48	味	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基49	臭気	異常でないこと	1回/月	異常なし				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基50	色度	5度以下	1回/月	3.4				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基51	濁度	2度以下	1回/月	0.8				1回/月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※鉛及びその化合物、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物は、過去3年間の最大値が1/10以下であるが安全確認の為、年4回実施するものとする。